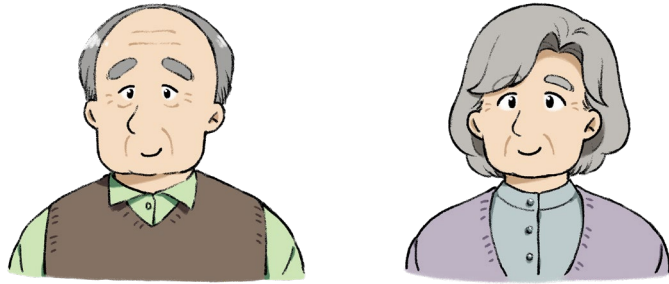


資産の管理と承継への対処と予防

【80歳を超えた方々へ】

株式会社継志舎



【本人の課題・心配ごと】

- ☆シニアライフを楽しみたいが、資金が底をつかないようにしたい
- ☆医療費や施設への入居費は、保有する資金で足りるのか心配
- ☆相続税が課税されることになるのでは？
- ☆相続税の節税対策を取組んだ方がよいのか？孫に贈与し節税対策した方がよいのか？
- ☆相続で子供たちにどのように資産を相続したらよいか？
- ☆遺言を書いておいた方がよいのでは？
- ☆会社を経営しているが、事業承継についてまだ決まらず悩む

【家族の心配ごと】

- ☆今後、配偶者が認知症にならないかと心配

【対処】

今、急いでやっておいた方がよい処置

時間が経過してからでは手遅れになる。できることが限られる前に状況を適切に『診たて』、的確に『処置』する

【予防】

今からやっておいた方がよい処置

将来に向けて『リスク管理』と将来への『計画』を作成し実行する処置は複数あり、早ければ有利に進められる

①本人の資産管理対策

資産価値を維持するために、継続的に管理が必要となる資産の管理方法を検討し、実施する。
信託は、資産の管理に有効な方法。

②配偶者の資産管理対策

- ☆本人と同様に配偶者の資産管理方法を検討し、実施する。
- ☆本人から配偶者に相続する資産のうち、継続的に管理が必要となる資産については、信託の活用が有効なため信託も検討する。

③ご本人の相続対策の検証

- ☆生命保険の保障額と保険金受取人を確認し、資産承継の意向に応じ保険金受取人を変更する。
- ☆遺言の対象となっている資産状況の変化と、承継意思の変化をふまえて作成した遺言の書き直しが必要かを検討する。
- ☆相続税のシミュレーションを行い、納税資金が確保できているかを確認する。

- ① 80歳代になると認知症の罹患率が高くなります
お早めに資産管理対策を検討し実施してください！
- ② 資産管理対策に加え、資産承継対策もあわせて検討し実施してください。
承継は、信託を活用する、または遺言の作成を検討しましょう。
- ③ ご自身のこと、配偶者のこと、子供のことを考え、早急に専門家に相談し
対策の検討と実施を進めていってください。
- ④ 対策の検討、対策の実施には子供を交えて行うことをお勧めします。

認知症対策として信託を検討する

資産管理と承継において信託の検討が必要な資産

賃貸不動産



- ・認知症になると管理が難しい
- ・管理が滞ると、不動産が劣化し、価値が下がり、収入が減ってしまう

自社株



- ・認知症により議決権行使ができなくなり、会社経営が不安定に

**例えば、以下のことができなくなり
要注意です！
取締役の選任、事業内容の変更、
取締役の報酬を決めること、
決算の承認、M&Aで譲渡すること**

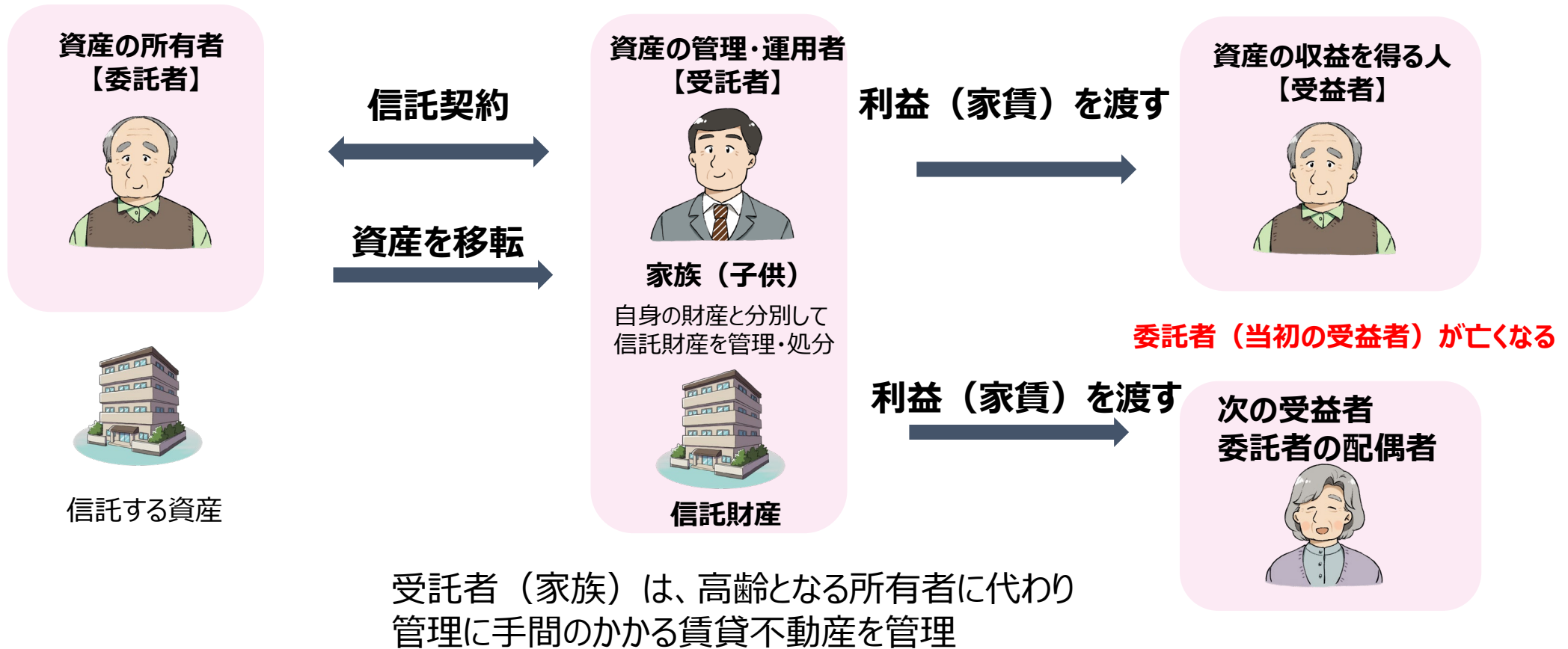
金融商品



- ・認知症により金融商品の運用ができなくなる
- ・ポートフォリオ管理ができなくなる
- ・経済の状況に応じた金融資産の維持が難しくなる

配偶者へと承継する資産の管理対策

本人から配偶者に相続する資産で、管理が必要な資産については、**【受益者連続信託】**の活用が有効です



相続税納税対策の検討

★資産状況の整理

- ・生命保険金、預貯金額の確認
- ・処分してもよい資産の把握

★相続対策の検証

相続税の納税資金、遺産分割の調整に必要な資金を確保するために

★家族と情報を共有

- ・信託に関する情報
- ・相続税の予測
- ・負債額
- ・保証債務

	資産の内訳		評価		内訳
	種類	内容	(評価) 金額	評価方法	
資産	現預金		万円		〇〇銀行、□□銀行、△△銀行
	有価証券	自社株	万円	純資産額	
		金融商品	万円		
	不動産	自宅	万円	固定資産税評価	
		賃貸不動産	万円	固定資産税評価	
		その他不動産	万円		
	債権	他者への貸付など	万円		
	資産の合計額		万円		

★本人の保証債務があればそれも明らかにしておく

		債務残額	借入先	返済完了予定日
負債	借入金	万円	〇〇銀行	年 月 日
		万円	□□銀行	年 月 日
		万円		年 月 日
負債合計額		万円		

生命保険金額の確認シート

	契約者	保険金額	受取人	税金	保険期間	保険会社
1	本人	1,000万	配偶者	相続税	終身	〇〇生命
2	本人	500万	配偶者	相続税	終身	〇〇生命
3	長男	1,000万	長男	所得税	終身	〇〇生命
4	孫	1,000万	孫	所得税	終身	〇〇生命
5						
6						
7						
保険金額合計		3,500万				

	受取人ごと	保険金額
1	配偶者	1,500万円
2	長男	1,000万円
3	長女	
4	次男	
5	孫	1,000万円

★生命保険金は、**受取人固有の財産**
遺産分割の対象外となる（相続税の納税は必要）

★生命保険の**非課税枠** 確保
500万円×法定相続人数＝非課税

遺産分割検討例

	資産の候補	評価金額	資産の種類	資産の内訳		
配偶者	**市**町*****	万円	不動産（自宅）	建物	遺留分	25%
	市町*****	万円	不動産（自宅）	土地		
	預金	万円	預金	〇〇銀行		
		万円				
配偶者合計		万円				
長男	**市**町*****	万円	不動産（賃貸）	建物	遺留分	12.5%
	市町*****	万円		土地		
	金融商品	万円	投資信託	▲▲証券		
		万円				
長男合計		万円				
長女	預金	万円	預金	□□銀行	遺留分	12.5%
	金融商品	万円	債券	▲▲証券		
		万円				
		万円				
長女合計		万円				

ご留意事項

- 本資料は、作成日現在の法律・税制等に基づくものです。
- 本資料にシミュレーションが含まれる場合、前提として記載している想定条件に基づくシミュレーションであり、実際の状況とは異なる場合がありますので、予めご了承ください。
- 本資料は、情報を提供するために作成したものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。実際の個別具体的な税務に関する相談、法律に関する相談については、本資料を取得された方ご自身の責任で弁護士、会計士、税理士などの各専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。
- 本資料に記載された意見や予測等は、資料作成時点での当社の判断であり、今後、予告なしに変更されることがあります。当社は本書のアップデートを行うことをお約束いたしません。
- 本資料に記載された商品・サービス等については、その実行・提供をお約束するものではありません。
- 本資料は当社の財産であり、要求があったときは当社に返還され、本資料を取得した方が作成した写しは破棄されるものとします。本資料を取得された方及び当社のいずれも上記に反する表明や誓約に依拠することはできません。

本資料作成日：令和3年10月1日